

令和7年度 第2回  
香取市国民健康保険運営協議会

議案

日時：令和8年1月27日（火）13時30分～

場所：香取市役所3階302会議室

## 目 次

### 議案第 1 号

香取市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）	・・・	1
---------------------------	-----	---

### 議案第 2 号

香取市国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）	・・・	2
-----------------------------	-----	---

### 報告第 1 号

低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充について	・・・	3
-------------------------	-----	---

### 議案第 3 号

令和 8 年度香取市国民健康保険事業計画（案）について	・・・	4
-----------------------------	-----	---

### 議案第 4 号

令和 8 年度香取市国民健康保険事業特別会計予算（案）について	・・・	7
---------------------------------	-----	---

## 議案第1号

### 香取市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

#### 1. 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う香取市国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金の課税について

##### （1）制度の概要

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策を社会全体で支えることを目的として、国において創設された制度である。

児童手当の拡充等に要する費用について、特定の世代に負担を集中させることなく、全世代・全経済主体で広く負担する仕組みとして位置付けられている。

市町村は、医療保険制度を通じて当該支援金を徴収することとされており、国民健康保険においては、都道府県が事業費を算定し、市町村はこれに基づき必要な財源を確保する仕組みとなっている。

##### （2）改正理由

当該制度に基づき、市町村は国民健康保険税を通じて子ども・子育て支援納付金を課税することとされたことから、本市においても、千葉県が算定した国民健康保険事業費納付金を踏まえ、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金を課税するため、所要の改正を行うものである。

##### （3）賦課・徴収について

当該制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割を軽減し、18歳以上被保険者のみに対して課税する。

なお、18歳以上被保険者均等割額の部分についても、法定軽減（低所得者・産前産後）が適用される。

##### （4）改正内容

国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金分を課税するものである。

##### 【課税内容】

- ・所得割率 0.3%
- ・均等割額 年額 1,700円  
(均等割額 年額1,600円+18歳以上均等割 年額100円)

##### （5）施行予定日

令和8年4月1日

## 議案第2号

### 香取市国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

#### 1. 概要

国民健康保険税の課税限度額は、課税の最高限度額を地方税法及び政令で規定し、その範囲内で市町村の条例で規定することになっています。

※課税限度額については、地方税法の規定の趣旨を尊重し、法（政令）に定める額とおり規定することが望ましいとされています。県の指導監査においても、法定額どおりにすべきとの指摘を受けています。

#### 2. 経緯

令和8年度の課税限度額については、令和8年度税制改正大綱の閣議決定により、次のように決定されました。

（法（政令）の改正は年度末の予定）

#### 3. 法定課税限度額

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額 (40～64歳を含む世帯)	子ども・子育て支援納付金課税額 ※新設	計
現行	66万円	26万円	17万円	—	109万円
改正案	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円
増減	1万円	0万円	0万円	3万円	4万円

#### 4. 国の考え

保険税負担の公平の確保の観点から、高所得者にも応分の負担を求めるのと同時に、今回の税制改正大綱では、低所得者の保険税軽減拡大と、被保険者間の保険税の公平及び中低所得者層の保険税負担の見直しを併せて行っています。

#### 5. 影響等

##### (1) 限度額を引き上げることによって影響を受ける世帯数

- ・基礎分：185世帯（全世帯数の1.87%）
- ・後期分：変更なし
- ・介護分：変更なし

##### (2) 令和7年度改正法定額に達する世帯

- ・基礎分：174世帯（全世帯数の1.76%）
- ・後期分：変更なし
- ・介護分：変更なし

##### (3) 税額の増収見込み額

- ・医療分：約174万円
- ・後期分：0円
- ・基礎分：0円

## 低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充について

低所得者に係る国民健康保険税軽減について次のように拡充し、負担の軽減を図るものです。

1. 概要 低所得者の負担を軽減するため、国民健康保険税の応益分について、2割軽減及び5割軽減の軽減判定所得の基準を見直し、対象者を拡大するものです。

2. 経緯 令和8年度税制改正大綱の閣議決定により、次のように決定されました。  
(政令の改正は年度末の予定)

### 3. 具体的内容

(1) 2割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を引き上げる

現行  $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$   
+  $(56万円 \times \text{被保険者数})$

改正後  $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$   
+  $(57万円 \times \text{被保険者数})$

(2) 5割軽減の拡大 軽減対象となる所得基準額を引き上げる

現行  $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$   
+  $(30万5千円 \times \text{被保険者数})$

改正後  $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$   
+  $(31万円 \times \text{被保険者数})$

### 4. 見直しによる影響等

・対象世帯の増 55世帯(87人) ・軽減額の増 約122万円  
(財源は保険基盤安定制度により3/4が公費で賄われ、1/4が市負担)

## 議案第3号

### 令和8年度香取市国民健康保険事業計画（案）

#### 1 重点事業・目標

国民健康保険制度は、持続可能な医療制度の構築を目指し、平成30年度の制度改革により、都道府県が市町村とともに運営を担う体制が整備され、財政の安定が図られた。

香取市では、被保険者の75歳到達による後期高齢者医療保険制度への移行者の増加が見込まれ、併せて社会保険の適用拡大により、被保険者数の減少は続いていくものと考えられる。しかしながら、1人当たりの医療費は医療の高度化や高齢化の進展等のため年々増加しており、1人当たりの医療費の伸び幅を抑制する取組が必要となっている。

そのため、財政運営の安定化に向け、国民健康保険税の収納率向上に努め、第3期香取市国民健康保険データヘルス計画等に基づいて、効果的な保健事業、健康診査及び保健指導の実施等による健康管理に対する意識の啓発を促し、医療費の適正化に取り組むことが重要となっている。

よって、次のとおり重点施策を定め、その推進に努める。

- (1) 資格適用適正化対策の推進
- (2) 保健事業の推進
- (3) 国民健康保険税の収納率向上対策の推進
- (4) 医療費適正化対策の推進

#### 2 具体的な推進の内容

##### (1) 資格適用適正化対策の推進

###### ①届出遅滞者に対し資格得喪の届出を促進

- ・国民健康保険資格得喪の届出の必要性を周知し、遡及適用については、法定遡及を実施する。
- ・国民年金得喪情報を活用し、届出が遅滞していると思われる者について、届出勧奨を行う。
- ・所得零世帯、単身・擬制世帯に対し、扶養確認通知を発送し、適用適正化を図る。

###### ②不現住者に対する対応

- ・不現住被保険者の資格喪失処理について、税務課と共同で実態調査を実施し、職権消除等の処理により適正化を図る。

## (2) 保健事業の推進

### ①保健啓発

- ・健康づくりや疾病・重症化予防などのパンフレットの配布と広報等を利用し、健康意識の醸成を図る。

### ②第3期データヘルス計画等に基づく保健事業の実施

- ・40歳以上74歳以下の被保険者に対し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を実施し、その健診結果に基づき特定保健指導を行い、生活習慣を改善し生活習慣病の予防に努める。
- ・特定健診未受診者に対し、健康意識等に合わせた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。また、特定保健指導対象者には複数の日程を提示することで、保健指導が受けやすい環境を整える。
- ・早期介入による生活習慣病予防対策として、20歳以上39歳以下の被保険者に対し、特定健診・特定保健指導を同様に実施し、体操教室の参加案内、受療勧奨などの重症化予防事業を行い、若年層から疾病の早期発見と重症化予防に努める。
- ・生活習慣病重症化予防対策として、特定健診等の結果から選定して、体操教室や腎臓病予防教室等を実施する。

### ③短期人間ドック助成事業の実施

- ・被保険者の健康の保持増進を図るため、検査費用を助成する。

## (3) 国民健康保険税の収納率向上対策の推進

### ①徴収体制の強化

- ・収納率向上対策事業の充実・強化を促進するため、徴収部門と連携し、債権管理課で策定している中長期債権管理実施計画に基づき実施する。

### ②収納率の向上

- ・口座振替を含めたキャッシュレス納付を推進し、納税者の利便性のため、多様化している納付方法を効果的に周知し、収納率の向上を図る。
- ・外国人の収納率向上のため、国保加入時に外国語のチラシを配付し、制度の周知を図る。未納となった国保税は、早期に外国語の催告書等を送付し、納税を促す。

### ③迅速・徹底した調査、滞納処分

- ・速やかな徹底した調査の実施、財産発見時には担税力に応じた滞納処分を実施する。

### ④検討会開催と積極的な滞納整理

- ・懸案事項の情報共有のため、定期的に検討会等を開催し、滞納整理を停滞させない。

### ⑤差押実施及び換価処分

- ・滞納処分のため必要な財産調査を実施し、発見後の速やかな差押え、換価処分を行い収納率の向上を図る。

#### (4) 医療費適正化対策の推進

##### ①レセプト点検実施体制の強化

- ・レセプト点検等実施計画に基づき、効果的な点検を実施する。
- ・第三者行為の疑いのあるレセプトを抽出、該当者を特定し求償事務の適正化に努める。
- ・長期、多受診者及び多剤服薬者のレセプトを抽出し、訪問指導業務実施要領に基づき適正受診への指導を実施する。

##### ②医療費通知

- ・医療費通知を年2回発送し、被保険者の健康に対する認識と国民健康保険制度の理解向上に努め、適正受診を促す。

##### ③ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ジェネリック医薬品の年間における使用割合で85.0%、金額割合で65.0%を目標とする。
- ・香取郡市医師会、香取郡市薬剤師会と連携を図り、ジェネリック医薬品差額通知を年2回発送し、使用を促進する。
- ・広報紙や啓発活動によりジェネリック医薬品情報について周知する。

## 議案第4号

## 令和8年度 香取市国民健康保険事業特別会計予算について

(歳入)

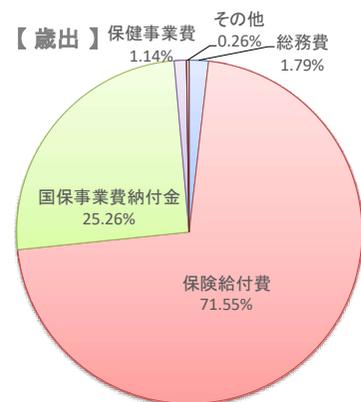
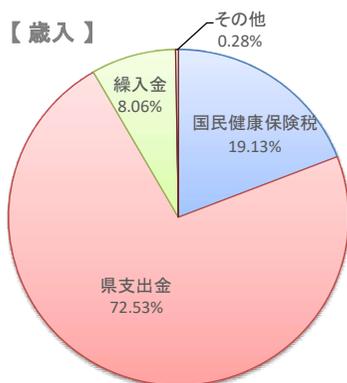
(単位：千円)

科 目	8年度 当初予算	比較増減	前年比	構成比	7年度 当初予算	説 明														
1 国民健康保険税	1,758,909	80,865	4.8%	19.13%	1,678,044	国民健康保険税内訳 <table border="1"> <tr> <td>現年課税分</td> <td>1,703,743</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>55,166</td> </tr> </table>	現年課税分	1,703,743	滞納繰越分	55,166										
現年課税分	1,703,743																			
滞納繰越分	55,166																			
2 一部負担金	1	-	-	-	1	一部負担金繰替金収入														
3 使用料及び手数料	5	-	-	-	5	督促手数料 5														
4 国庫支出金	1	△1	△50.0%	-	2	国庫支出金内訳 <table border="1"> <tr> <td>災害臨時特例補助金</td> <td>1</td> </tr> </table>	災害臨時特例補助金	1												
災害臨時特例補助金	1																			
5 県支出金	6,671,276	△178,149	△2.6%	72.53%	6,849,425	県支出金内訳 <table border="1"> <tr> <td>保険給付費等交付金（普通交付金）</td> <td>6,559,396</td> </tr> <tr> <td>保険給付費等交付金（特別交付金）</td> <td>111,880</td> </tr> </table>	保険給付費等交付金（普通交付金）	6,559,396	保険給付費等交付金（特別交付金）	111,880										
保険給付費等交付金（普通交付金）	6,559,396																			
保険給付費等交付金（特別交付金）	111,880																			
6 財産収入	446	390	696.4%	-	56	財政調整基金利子														
7 繰入金	741,348	△90,612	△10.9%	8.06%	831,960	繰入金内訳 <table border="1"> <tr> <td>一般会計繰入金合計</td> <td>535,656</td> </tr> <tr> <td>保険基盤安定繰入金</td> <td>363,831</td> </tr> <tr> <td>未就学児均等割保険税繰入金</td> <td>1,885</td> </tr> <tr> <td>職員給与費等繰入金</td> <td>135,639</td> </tr> <tr> <td>産前産後保険税繰入金</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>財政安定化支援事業繰入金</td> <td>33,651</td> </tr> <tr> <td>基金繰入金（財政調整基金繰入金）</td> <td>205,692</td> </tr> </table>	一般会計繰入金合計	535,656	保険基盤安定繰入金	363,831	未就学児均等割保険税繰入金	1,885	職員給与費等繰入金	135,639	産前産後保険税繰入金	650	財政安定化支援事業繰入金	33,651	基金繰入金（財政調整基金繰入金）	205,692
一般会計繰入金合計	535,656																			
保険基盤安定繰入金	363,831																			
未就学児均等割保険税繰入金	1,885																			
職員給与費等繰入金	135,639																			
産前産後保険税繰入金	650																			
財政安定化支援事業繰入金	33,651																			
基金繰入金（財政調整基金繰入金）	205,692																			
8 繰越金	2	-	-	-	2	前年度繰越金														
9 諸収入	26,012	3,507	15.6%	0.28%	22,505	税延滞金、第三者加害損害賠償納付金等														
歳入合計	9,198,000	△184,000	△2.0%	100.00%	9,382,000															

(歳出)

(単位：千円)

科目	8年度 当初予算	比較増減	前年比	構成比	7年度 当初予算	説明
1 総務費	163,486	△5,192	△3.1%	1.79%	168,678	国民健康保険事業運営費
2 保険給付費	6,580,907	△172,108	△2.5%	71.55%	6,753,015	保険給付費内訳
						療養給付費、療養費、審査支払手数料 5,649,000
						高額療養費、高額介護合算療養費 910,900
						移送費 1
						出産育児諸費 12,006
						葬祭費 9,000
3 国民健康保険事業費納付金	2,323,777	△6,031	△0.3%	25.26%	2,329,808	国民健康保険事業費納付金内訳
						医療給付費分 1,529,828
						後期高齢者支援金等分 547,860
						介護納付金分 190,844
						子ども・子育て支援納付金分 55,245
4 保健事業費	105,091	901	0.9%	1.14%	104,190	保健事業等への支出
						特定健康診査等事業費 77,795
						保健衛生普及費 27,296
5 基金積立金	446	390	696.4%	-	56	財政調整基金利子の積立金
6 公債費	200	-	-	-	200	一時借入金利子
7 諸支出金	14,152	△2,050	△12.7%	0.15%	16,202	保険税の還付金等
8 予備費	9,941	90	0.9%	0.11%	9,851	
歳出合計	9,198,000	△184,000	△2.0%	100.00%	9,382,000	



## 香取市国民健康保険税条例の一部改正について

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は 50 円丸め）

	加入者一人当たり支援金額		
	令和 8 年度見込み額	令和 9 年度見込み額	令和10年度見込み額
国民健康保険	<b>200円</b>	<b>300円</b>	<b>400円</b>
全制度平均	250円	350円	450円

子ども・子育て支援納付金の税率について

区 分		応能部分	応益部分	
		所得割	均等割	18歳以上 被保険者均等割
標準税率	仮係数	0.23%	1,684円	80円
	確定係数	0.25%	1,825円	90円



香取市（案）	<b>0.30%</b>	<b>1,600円</b>	<b>100円</b>
--------	--------------	---------------	-------------

◆均等割は、被保険者すべてに負担となるため、低額とすることで、低所得世帯へ配慮が可能となります。

◆垂直的公平の原則から、所得割の率を上げることで、経済力のある人に、より大きな負担を求めることができます。

◆千葉県が示した香取市の必要保険料総額は、51,311,664円です。  
令和8年度は、1人当たり月額200円の納付金を徴収する事としていますが、令和10年度まで段階的に引き上げされるため、被保険者にとって毎年急激な負担増とならないよう平準化を図っていく必要があります。

# 国保税率等の改正に伴うモデルケースについて

算定方式		香取市 現行税率	香取市 改正税率案	改正前後の差
医療分	所得割 ①	7.80%	7.80%	0.00%
	均等割 ②	24,000円	24,000円	0円
	平等割 ③	28,000円	28,000円	0円
支援分	所得割 ④	2.80%	2.80%	0.00%
	均等割 ⑤	13,000円	13,000円	0円
介護分	所得割 ⑥	2.20%	2.20%	0.00%
	均等割 ⑦	16,000円	16,000円	0円
子ども 子育て分	所得割 ⑧		0.30%	0.30%
	均等割 ⑨		1,700円	1,700円

算定方式		香取市 現行税率	香取市 改正税率案	改正前後の差
所得割 計		12.80%	13.10%	0.30%
均等割・平等割 計		81,000円	82,700円	1,700円

## 【ケース事例】

(円)

ケース	世帯状況	医療	支援	介護	子ども	合計	
【ケース1】	70歳・年金生活、単身世帯						
	年金収入180万円/年 (15万円/月)	現行	47,000	14,000	0	0	61,000
	世帯所得70万円/年	改正後	47,000	14,000	0	1,600	62,600
	※均等割、平等割の5割軽減世帯に該当	差分	+ 0	+ 0	+ 0	+ 1,600	+ 1,600
					1期別あたり	200円の増額	
【ケース2】	70歳と65歳の夫婦、年金生活世帯の場合						
	年金収入264万円/年 (22万円/月 内訳：夫16万円、妻6万円)	現行	68,400	23,900	0	0	92,300
	世帯所得82万円/年	改正後	68,400	23,900	0	2,800	95,100
	※均等割、平等割の5割軽減世帯に該当	差分	+ 0	+ 0	+ 0	+ 2,800	+ 2,800
					1期別あたり	350円の増額	
【ケース3】	30歳の母親と未就学児の子1人の2人世帯の場合						
	給与収入240万円/年 (20万円/月)	現行	155,200	52,200	0	0	207,400
	世帯所得160万円/年	改正後	155,200	52,200	0	5,200	212,600
	※均等割、平等割の軽減なし	差分	+ 0	+ 0	+ 0	+ 5,200	+ 5,200
					1期別あたり	650円の増額	
【ケース4】	30代の共稼ぎ夫婦と小学生の子1人世帯の場合						
	給与収入480万円/年 (40万円/月 夫25万円 妻15万円)	現行	282,500	104,500	0	0	387,000
	世帯所得320万円/年	改正後	280,100	103,600	0	10,300	394,000
	※均等割、平等割の軽減なし	差分	-2,400	-900	+ 0	+ 10,300	+ 7,000
		妻の給与所得計算変更による			1期別あたり	875円増額	
【ケース5】	50歳・農業所得者、単身世帯の場合						
	農業所得500万円/年	現行	408,400	140,900	116,500	0	665,800
		改正後	408,400	140,900	116,500	15,400	681,200
	※均等割、平等割の軽減なし	差分	+ 0	+ 0	+ 0	+ 15,400	+ 15,400
					1期別あたり	1,925円増額	